

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01436

研究課題名（和文）国際比較研究拠点の形成に向けた東アジアにおけるLGBT法政策の総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive Study on Law and Policies concerning LGBT in East Asia

研究代表者

谷口 洋幸（Taniguchi, Hiroyuki）

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：90468843

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では韓国、台湾、中国、香港、日本の5つの国と地域を対象にLGBTに関連する法政策の現状と課題について比較研究を実施した。それぞれの国と地域におけるLGBT法政策は、立法・司法・行政の歴史的・社会的な位置づけを踏まえつつ、同性婚・性別変更・差別禁止などの各領域で試行錯誤を繰り返しながら展開している。展開の内的・外的要因の共通項目を探ることには、なお慎重かつ詳細な検討が必要であるが、人権保障およびそれに対する国の機関の認識、および市民社会を含む人権に対する社会の意識が重要な要因となりうることを確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、東アジアのLGBT法政策が「遅れている」との評価は妥当か、という「問い」を学術的に追究した。特に東アジアのLGBT法政策の現状について、現地の研究者や実務家の協力を得ながら客観的に描出することで、欧米諸国の状況と比較して「遅れている」と評されることへの批判的検討を実施した。同時に「東アジアは欧米とは違う」といった定型的な反論についても、現地の実情に即した形での確かな検討が実施できた。その過程において、人権保障およびそれに対する国の機関の認識、市民社会を含む人権に対する意識が重要な要因となりうることを確認でき、日本のLGBT法政策の現状と課題の学術的検討にとって有意義な成果が得られた。

研究成果の概要（英文）：This study conducted comparative research on the current situation and issues of LGBT-related laws and policies in five countries and regions: South Korea, Taiwan, China, Hong Kong, and Japan. LGBT-related laws and policies in each country and region have developed through repeated trial and error in the areas of same-sex marriage, legal gender alteration, and anti-discrimination, based on the historical and social positioning of the legislative, judicial, and administrative branches. Although searching for commonalities of internal and external factors in development still requires careful and detailed examination, we have confirmed that human rights protections and the perception of state responsibility toward them, as well as general perceptions of human rights, including civil society, can be important factors.

研究分野：国際人権法

キーワード：LGBT 東アジア 比較法 国際法 人権 同性婚 性別変更 差別禁止

1. 研究開始当初の背景

2010年頃からLGBT(Lesbian, Gay, Bisexual, Transgenderの頭文字。以下、その他の非規範的な性のあり方を生きる人々を含めた性的少数者の総称として用いる。)をめぐる法政策や人権保障は目まぐるしく進展している。研究開始当初の時点において、世界では30カ国近くで同性同士の婚姻が認められており、公文書上の性別記載が行政手続きだけで変更可能な国もいくつか確認できた。また、労働領域を中心に性的指向や性自認にもとづく差別の禁止が法律に明記され、国内人権機関の多くがLGBTに関する人権侵害を取り扱うなど、幅広い人権課題への取り組みが進んでいた。日本を含む東アジアの国や地域も例外ではない。たとえば、日本では2000年代に入り法務省が性的指向や性自認を重要な人権課題として位置づけ、2015年以降には自治体において同性カップルを結婚相当の関係と位置づけるパートナーシップ認定制度が導入されていた。

しかしながら、東アジアのLGBTに関連する法施策(以下、LGBT法政策)は、欧米諸国の状況と比較して、「遅れている」と評されることも多い。同時に、そのような評価に対して「東アジアは欧米とは違う」といった定型的な反論も展開されがちである。

国際社会を構成する国や地域は、進度や段階の違いこそあれ、LGBT法政策を進めていく方向ではおおむね一致している。2011年の国連人権理事会決議「性的指向・性自認と人権」の採択はその証左である。しかし、国内でLGBT法政策を積極的に進めてきた諸国が提案したこの決議は、僅差で採択された。国内でLGBTに関連する刑事処罰等を維持するイスラム諸国やロシア・東欧諸国は、この問題には明確に反対票を投じ、緊張関係にある決議(「伝統的価値保護決議」「家族保護決議」など)の採択などで強い抵抗を示した。この対立の中で、東アジアはあいまいな立場をとり続けている。すなわち、国際的場面で明示的に反対の意思を表明しないものの、国内のLGBT法政策を積極的に進めるわけでもない。

本研究では、東アジアのLGBT法政策が「遅れている」との評価は妥当か、という「問い」を学術的に追究する。具体的には、東アジアのそれぞれの国や地域について実証研究を行い、LGBT法政策の促進要因と阻害要因を同定しつつ、外国法や国際基準などの外的要因の影響を分析する。想起される結論のひとつは、「東アジアは、確かに欧米とは異なるものの、一定の共通性をもって、LGBT法政策が展開されている」というものである。ただし、その結論が、漠然とした東アジアの特性論によって説明・理解されがちな点には注意が必要である。たとえば、個人より社会を重視する傾向、家族制度意識の強さ、宗教に限定されない共同体の価値観、同地域の経済発展などである。しかし、印象論の域を出ないものも多く、これには学術的な検証が不可欠である。また、この立場への批判が、欧米諸国のLGBT法政策を範型(あるべき姿)と措定している点も見逃してはならない。法政策はそれぞれの国や地域の歴史的背景や社会・経済・政治の情況に強い影響をうける。このため、先入観なく、その国や地域の実情を踏まえた法政策の分析も不可欠となる。日本国内では、LGBTに関連する学術研究は増加しているが、法学領域ではいまだ十分とは言い難い。また、欧米諸国でのLGBT法政策の「進展」の影響もあり、法学領域の研究は欧米諸国の立法状況や裁判例、行政施策の研究が中心となり、東アジアを含むアジア地域の研究が極端に不足している。

2. 研究の目的

本研究は、東アジアのLGBT法政策の現状を客観的に描出するとともに、外国法や国際基準の影響を含め、LGBT法政策の促進要因と阻害要因を探ることを目的とする。より長期的には、国際比較研究に向けた東アジアの拠点構築を目指し、以て、世界規模でLGBT法政策の進展に、学術領域から貢献するプロジェクトである。

世界各地のLGBT法政策は、同性間の性関係への刑事規制の改廃から性的指向・性自認にもとづく差別の禁止、同性婚や家族形成の法的承認へと移行してきた、と説明される。この展開は欧米諸国を範型としているが、関連する法政策の背景や歴史は、東アジアの国や地域のそれとは根本的な違いがある(刑事規制の不在、差別禁止法の未整備、家族中心の制度設計など)。本研究が目指すのは、それぞれの国や地域の歴史的背景や社会・経済・政治の情況を踏まえたLGBT法政策の詳細かつ的確な実証研究である。

この実証研究の過程では、それぞれのLGBT法政策を促進または阻害する要因が明らかとなる。それらを内的要因(国内裁判、著名な事件、当事者議員の関与、市民運動、経済情勢、地域・企業活動など)と外的要因(諸外国の法政策・裁判例・行政施策、人権条約や条約機関・国連機関の勧告)にわけて分析する。内的・外的要因それぞれから東アジアに固有の共通項目を探ることで、阻害要因を克服し、促進要因を強化する糸口を見つける。

本研究は、韓国・台湾・中国・香港・日本という5つの国と地域を対象とする。台湾法には中国法とは異なる法の展開があり、日本による植民地時代の法の継受の名残も多い。香港法はイギリス法の影響もあり、特徴的な展開をみせている。韓国法も日本による植民地時代の影響がありつつ、独立以降、急速な変化を遂げてきた。共通性と相違をあわせもつ5つの国と地域を対象とすることで、それぞれの実証分析の結果を慎重かつ効果的に結びつけることができる。また、現地の法学研究者とのネットワークを拡大しつつ、現地で中心的な役割を果たしている弁護

士や市民団体に研究協力を仰ぐことで、地に足のついた研究を遂行する。

3. 研究の方法

本研究では、法政策の実証研究（韓国・台湾・中国・香港・日本のLGBT法政策の歴史と現状） 内的要因の分析（5つの国と地域のLGBT法政策の促進要因・阻害要因とその異同） 外的要因の分析（外国法や国際基準などの援用とその影響・有効性の検証）の3点を追究する。

法政策の実証研究では、(a)同性どうしの関係性、(b)性別越境現象、(c)差別禁止・平等・人権規範、(d)その他、以上4点について、立法状況・裁判例・行政施策の網羅的な調査研究を実施する。担当国・地域ごとに文献調査の後、現地を訪問し、研究協力者と共同で調査を実施する。この過程で、現地の他の実務家や法学研究者などとのネットワーク形成も行う。

内的要因の分析では、立法状況・裁判例・行政施策の調査研究から、LGBT法政策の促進要因と阻害要因（議員の関与、判決の影響、当事者運動、経済危機、地域・企業活動など）を抽出し、5つの国・地域における共通点と相違点を明らかにする。担当国・地域ごとに文書の分析を中心とし、必要に応じて現地協力者とコンタクトをとりつつ各要因を同定する。

外的要因の分析では、の研究過程で確認された諸外国の立法状況・裁判例・行政施策や国際基準（人権諸条約、条約機関・国連機関の勧告など）の影響を分析し、LGBT法政策における外的要因の有効性と限界を明らかにする。と同様に、担当国・地域ごとに文書の分析を中心とし、必要に応じて現地協力者とコンタクトをとりつつ各要因を同定する。

研究成果は適宜、学会発表や論文、書籍等で積極的に公刊する。また、全体の研究成果を発信するために一般公開シンポジウムを開催し、共著の書籍化を目指す。

4. 研究成果

研究期間を通じて、5つの国と地域について、下記のような研究成果が得られた。

(1)韓国のLGBT法政策の現状と分析

韓国では、近年、急速に性的マイノリティの権利への関心が高まってきている。とはいえ、法制度はいまだ整っていない。国家人権委員会法2条3項は「平等権侵害の差別行為」の一つとして「性的指向」による差別を明記している。国家人権委員会は人権問題について勧告を出すにとどまるため、より強い法制度が求められ、性的マイノリティ問題も含めた包括的な差別禁止法案が何度か国会で提案されているがいまだ成立していない。

同性婚は認められておらず、2023年5月にはパートナーシップ法にあたる生活同伴者法案が国会に提出されたが、審議未了で廃棄されている。韓国「聯合ニュース」2023年5月6日付ウェブ記事（<https://www.yna.co.kr/view/AKR20230504143700530> 2024年6月14日最終確認）によれば、2020年の女性家族部の社会調査では、大多数の国民が婚姻・血縁の有無と関係なく、生計と住居を共有する場合、家族として認めなければならないと回答(69.7%)している。この結果を基に、女性家族部は2021年に非婚同居カップルや児童虐待による委託家族も健康家庭基本法上の家族と認定する計画を示しているが、これはまだ結実していないようである。なお、この「健康家庭基本法」という名称自体にも批判がある。

トランスジェンダーの性別変更については、韓国では法律は制定されておらず、大法院例規「性転換者の戸籍記載と関連した事項を定めるための事務処理指針」に従って、法院が個別に判断してきた。2020年2月に同指針第6条と第3条が改正され、性転換手術の有無等について、従来、性別訂正許可手続時の「調査事項」であったのが「参考事項」に変更された。変更された事務処理指針では、法院が性別訂正許可申請人が性確定手術を受けて外部性器を含む身体外観が反対性になったか、または生殖能力を喪失したかなどを調査し、申請人から関連内容を参考に書面で提出してもらうことが「できる」と規定する。この結果、手術が性別変更の絶対要件ではなくなった。しかし、一部の法院ではこれらの規定を参考事項ではなく、性別訂正許可基準として活用し、それが性確定手術が難しいトランスジェンダーの性的自己決定権と身体を毀損されない権利などを侵害するという批判が起きていた。この点について、いまだ確定した方向性は打ち出されていないが、地方法院レベルでは、大法院の全員合議体判例(2020 616)で要求していない性転換手術を性別訂正許可要件とすることは法理に反する、憲法にも反するといった判断も出ている（2023 1033）（2024年5月8日法律新聞 Web記事 <https://www.lawtimes.co.kr/news/198163> 2024年6月15日最終確認）参照。

(2)台湾のLGBT法政策の現状と分析

台湾では2017年5月24日の大法官第748号解釈により民法が、婚姻を同性間に成立させる規定を持たない規範不足を違憲状態と判断し、2019年5月24日から司法院积字第748号解釋施行法の施行により、同性間にも婚姻が成立ようになった。2024年5月で法律施行から5周年を経て、合計で1万3844組の同性カップルが婚姻した（2024年4月末）。

〔異性婚との差別解消〕 涉外婚姻差別 法施行当時、涉外婚姻の場合、婚姻相手の国で同性間に婚姻を成立させる法があるときに限り、婚姻を可能としていた。同性婚未法制化国の者からの相次ぐ訴訟提起、原告勝訴の末、2023年1月19日、行政院内政部が国際私法規定の解釈を変更し、すべての外国籍の同性の者との婚姻を成立させることとした。この経緯の詳細については、鈴木賢「台湾における外国籍同性パートナーとの婚姻制限問題の顛末 日本法への示唆を求めて」法律論叢（明治大学）96巻4・5号参照。 共同養子縁組の制限 法施行当時、婚姻した同性カップルには他人の子を共同で養子縁組する民法の規定が準用されていなかったが、法院

は個別のケースでは縁組許可をする場合があった。2022年5月に748号解釈施行法が改正され、同性カップルにも民法の規定を準用することとし、差別的扱いを解消した。

〔残される差別〕 異性婚との差異がまだ残るのは、中国籍の同性者との婚姻が成立しえないこと、人工生殖法が同性カップルには適用されないことである。については現在、複数の訴訟が進行中であり、今後の行方が注目される。しかし、ことは緊張感が高まる中台関係にも関連するデリケートな政治的問題でもあり、解決は容易ではない。については現在、複数の人工生殖法改正案が立法院に提案され、審議中であるが、同性カップル(とくに女性カップル)にも人工生殖の利用を認めるかどうかはまだ未確定である。

〔法律上の性別変更要件について〕 台湾では法をもたず、行政命令に変更要件を定めている。そこではいわゆる不妊手術要件があるため、当事者から複数の訴訟が提起され、個別には手術なしでの性別変更を認める事例が出ている。憲法法院(かつての大法官)に対して裁判官から違憲審査が申請されていたが、行政命令についての違憲審査は必要がないとして受理されていない(2022年1月)。立法化の動きはにぶく現状では個別に訴訟を起こさない限り、手術なしでの性別変更はできない。日本ほど酷くはないがトランスジェンダー女性に対する攻撃、バッククラッシュの言説も流通している。

〔包括的差別禁止法制定のうごき〕 2024年5月2日、行政院により反差別法草案が公表され(<https://www.ey.gov.tw/File/2498FE176F4CBF86?A=C>)、各地で公聴会が開かれるなど、議論が進んでいる。アンチ LGBTQ+運動を展開するキリスト教関係者によるカウンタームーブメントもあり、予断を許さない状況にある。与党、民進党が立法院では少数になったこともあり、今後、立法院に提案されても法案の採択は見通しが立っていない。なお、草案には「性別」(性別、性的特徴、性自認、性指向を含む)による差別禁止を明記(3条1項)、差別行為には懲罰的損害賠償を含む損害責任などの救済措置(第4章18条以下)、行政の責務(第5章35条以下)、人権救済機関としての国家人権委員会(第6章43条以下)について規定している。

(3)中国のLGBT 法政策の現状と分析

中国では、同性愛は、刑法の流氓罪(社会秩序の破壊やわいせつ行為など公序良俗に反する罪)として取り締まられてきたが、1997年の刑法改正により取り締まりの対象でなくなり、合法化された。その後2001年には、中華医学会精神病学分会は、同性愛を精神障害から除外することにした。

こうした変化がみられる一方で、中国政府は、インターネットやテレビに関する統制を強めてきた。SNS「微博(ウェイボー)」は、2018年に中華人民共和国网络安全法(中華人民共和国インターネット安全法、2017年6月施行)に基づき、同性愛をテーマとした漫画などの投稿を削除する方針を発表した。しかし、反発の声が相次ぎ、数日で撤回された。また、国家広播電視總局(国家ラジオテレビ總局)は、「国家広播電視總局办公厅关于进一步加强文艺节目及其人员管理的通知」(文艺番組と出演者の管理強化についての通知、2021年9月)において、エンターテイメント番組における「女々しい」美的感覚を禁じ、より男性的な男性像を推進すべきであるとの見解を示した。

その後、中国政府は、LGBTQ 団体の活動範囲を狭めていった。2009年から上海で開催されてきた中国最大規模のLGBTQ イベント「上海驕傲節(Shanghai PRIDE)」が、2020年8月、公式サイトで「参加者の安全を守れないかもしれない」との危惧を表明して無期限休止を発表した。また、2021年7月、清華大、北京大といった主要大学のLGBT 団体のメッセージアプリ「微信(We Chat)」のアカウントが凍結された。「微信(We Chat)」を運営する騰訊控股(テンセント)は、閉鎖理由として「サービス管理規則に違反しているとの苦情に応じ、すべての投稿をブロックし、アカウントを停止した」と述べるだけで、詳しい説明がなかった。さらには、LGBTQ 当事者らが性的少数者の心のケアや訴訟支援などを行い、その権利に関する啓発活動を行い、国連開発計画(UNDP)の委託を受けて北京大学とともに性的少数者に対する中国社会の意識調査などを実施してきた、中国最大のLGBTQ 組織「北京同志中心(北京LGBTQ センター)」(2008年設立)が2023年5月、SNS「微博(ウェイボー)」の公式アカウントで活動停止を発表した。

中国においてLGBTQ 団体などの声が弱くなる背景には、習近平政権の下で、欧米発の価値観を「反中国」だと告発する極端な愛国・民族主義者がインターネットで跋扈しているという事情もある。こうした中国特有の政治状況のなかで、LGBTQ 当事者らが、どのようにして自らの人格的生存を実現していこうとするのかを注視していかなければならない。

(4)香港のLGBT 法政策の現状と分析

香港の状況は、2020年6月30日に施行された香港国家安全維持法なしには語れない。2019年の逃亡犯条例改正案反対運動を鎮圧するために、中国全国人民代表大会(全人代)が制定を決定し、同常務委員会(全人代常務委)が採択した中国法である同法は、香港を根本的に作り替えている。

香港国家安全維持法は、国家安全に関する4つの犯罪(国家分裂罪、国家政權転覆罪、テロ活動罪、外国との結託罪)の防止、制止および処罰を主眼とする、刑法、刑事訴訟法および組織法の性格を持つ法である。では、その同法は、LGBTQ の権利拡大にどのように影響するのか。

同法制定以前の香港においては、LGBTQ の権利拡大は、親中派が制度的に多数を占める立法ではなく、もっぱら活発な違憲審査を通して判例の積み重ねにより急速に実現してきた。(なお、同法制定以前のLGBTQ 裁判例については、廣江倫子「香港国家安全維持法下の人権保障とは? 香港LGBT 判例の動向」『華南研究』第8号、2022年12月、1-18頁をご覧ください。)そ

の動きは同法施行後も衰えることなく、2023年9月5日にも、香港終審法院（最高裁）は、活動家の岑子杰同性婚判決（SHAM TSZ KIT（岑子杰）V. SECRETARY FOR JUSTICE（05/09/2023, FACV14/2022）[2023] HKCFA 28）において、画期的な部分的違憲判決を下すなどしている。（同判決は、香港基本法（憲法）上、引き続き同性婚は認められないとしたものの、政府は、結婚に変わる同性カップルの権利保護に関する代替制度を提供する憲法上の義務を果たしていないとし、2年以内の是正を求めた。）

しかし、その裁判が今後は変容する可能性がある。以下、2024年6月現在の見通しを示す。それが、このところ顕著になっている終審法院外国籍裁判官の相次ぐ辞職である。香港国家安全維持法による権利抑圧が、辞職理由である。香港においては、返還後もコモン・ローの水準を保つため、高い専門性をもつ裁判官が、イギリス最高裁を中心に非常任裁判官として招聘されてきた。そして、5人の裁判官で構成される終審法院においては、外国籍裁判官（伝統的に1名枠）はLGBTの権利擁護に積極的姿勢を示し、香港籍裁判官が否定的な意見を示すというパターンが多い。（例えば前述した2023年の岑子杰同性婚判決では、同性婚に変わる代替制度を認めるかどうかについて、3対2に意見が割れた。うち、外国籍裁判官および香港裁判官であっても外国にルーツを持つものが賛成し、残りの香港裁判官が反対した。）今後、中国とイギリス、カナダ、オーストラリアとの関係が悪化するにつれ、外国籍裁判官数の減少は避けられない。したがって、裁判の変容という形で、LGBTQの権利に影響する可能性がある。

(5) 日本のLGBT法政策の現状と分析状況

日本では1990年代から性的指向や性自認に関する人権保障の議論が始まっていたものの、本格的な法政策の議論は紆余曲折を経て現在に至っている。

戸籍上の性別情報の変更については2003年に性同一性障害者特例法が成立した。同法に定められた変更要件については、制定当初から正当性や人権適合性に関する議論があり、2019年以降は最高裁判所での判断も相次いだ。特に2023年10月には3条4号の「生殖不能要件」の憲法違反が認定され、他の要件の是非に関する議論も活発化している。また、職場におけるトランスジェンダーの処遇をめぐる訴訟も展開され、経済産業省職員のトイレ使用訴訟では最高裁判所が人事院の判定を違法と判断した。学校や職場など、様々な社会生活の場面で性自認を尊重する処遇の必要性が認識されるようになってきた一方、その傾向への感情的な反発も散見される。

同性カップルの処遇については、2015年から地方自治体によるパートナーシップ認証制度が導入され、都道府県単位での導入を含めて全国へと広がった。2023年現在、人口捕捉率は8割を超える。2019年には婚姻が認められていない現状の憲法適合性を争う「結婚の自由をすべての人に」訴訟が始まり、6つの地裁判決のうち5つが違憲または違憲状態、1つの高裁判決が違憲の判断を下している。また、不貞行為の慰謝料請求や在留資格、犯罪被害者給付金の不支給決定などの訴訟も相次いでいる。国会では野党から「婚姻平等法案」が提出されたものの、実質的な審議は行われないままの状況が続いている。

日本では差別を禁止する一般法が不在であり、差別や人権保障については個別分野ごとに立法措置がとられてきた。2018年頃から性的指向・性自認（SOGI）に関する法律の制定が議論されてきたところ、2023年6月に「SOGI理解増進法」が成立した。同法はいわゆる理念法として、国に基本計画策定を義務付けるほか、理解の増進に向けた取り組みの必要性を強調している。ただし、明確な義務付けではなく、国の基本計画の内容と運用に任せられることとなった。

(6) まとめにかえて

以上の研究成果を踏まえ、Covid-19と対象地域の情勢を鑑みながら、本研究の成果公表としてオンラインによる連続シンポジウム（「東アジアのLGBTQ法政策を学ぶ」（2022年2月11日～3月2日、Zoomウェビナーにより実施））ならびに日本評論社のウェブサイト「Web日本評論」への連載企画（<https://www.web-nippon.jp/27159/>）を実施した。比較した5つの国と地域では、それぞれの立法・司法・行政の歴史的・社会的な位置づけを踏まえつつ、各領域で試行錯誤を繰り返しながら、LGBT法政策が展開されていく様子が確認できた。内的・外的要因について共通項目を探ることには、なお慎重かつ詳細な検討が必要であることが確認されたものの、人権保障およびそれに対する国の機関の認識、および市民社会を含む人権に対する意識が重要な要因となりうることを確認できた。現在、研究成果のより幅広い公表と研究成果の更なる分析と展開を検討している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計50件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 10件）

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 578
2. 論文標題 日本におけるLGBTQと法政策の現状と課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 736
2. 論文標題 同性婚 「多様な性」認める社会に：同性婚の「壁」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ひろばユニオン	6. 最初と最後の頁 34-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 28
2. 論文標題 女性差別撤廃条約と非異性愛女性の権利：フレーマー=カルデラ対スリランカ事件を題材に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 研究紀要（世界人権センター編）	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 75(9)
2. 論文標題 同性婚をめぐる世界の動向と日本の課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人権と部落問題	6. 最初と最後の頁 22-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 140
2. 論文標題 いま、企業に何が求められているか：LGBTQと人権	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 TODAY	6. 最初と最後の頁 8-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 48
2. 論文標題 同性間のパートナー関係をめぐる日本法の現在地：比較法・国際法の視点から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 26
2. 論文標題 『多様性』が憲法にもたらす意味	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 亜細亜女性法学	6. 最初と最後の頁 145-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井直之	4. 巻 49
2. 論文標題 具体と抽象の往還 法科大学院における法的思考の涵養と国語教育の連関	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 言語と文化：愛知大学語学教育研究室紀要	6. 最初と最後の頁 117-131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山下梓	4. 巻 6
2. 論文標題 迫害の危険性に関する評価 : BおよびC対スイス判決 : 性的指向を理由とした庇護申請者の送還	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 89-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 578
2. 論文標題 LGBTQ+の権利保障をめぐる政治と法 : 台湾の経験に学ぶ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と民主主義	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 824
2. 論文標題 LGBT理解増進法の何が問題なのか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 54-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 96(4・5)
2. 論文標題 台湾における外国籍同性パートナーとの婚姻制限問題の顛末 日本法への示唆を求めて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 1-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 1030
2. 論文標題 婚姻平等の法制化へいま何が問われているか：台湾の取り組みから学びたいこと	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 前衛	6. 最初と最後の頁 171-185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 83
2. 論文標題 香港国家安全維持法の視点からー公正な裁判を受ける権利と法の支配ー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 142-148
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 61
2. 論文標題 香港国家安全維持法の概要：曖昧な条文とその射程(後編)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大東文化大学紀要：社会科学	6. 最初と最後の頁 211-230
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 4
2. 論文標題 全人代常務委の香港国家安全維持法解釈権	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法と文化の制度史	6. 最初と最後の頁 137-168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 62
2. 論文標題 香港における煽動罪の合憲性：羊の村事件および裁判傍聴師事件を事例として	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 大東文化大学紀要：社会科学	6. 最初と最後の頁 205-224
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 85
2. 論文標題 LGBT/性的マイノリティと人権：誰もが尊厳をもって生きられる社会を	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊自治と分権	6. 最初と最後の頁 59-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口 洋幸	4. 巻 35
2. 論文標題 国際人権法とLGBTQ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 99～104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11216/kokusaijosei.35.1_99	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 37
2. 論文標題 社会制度におけるLGBTQへの対応：（国際）人権の視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 76-88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 24
2. 論文標題 性的マイノリティ/LGBTQと人権：国際人権法からの問いかけ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学館憲法研究所報	6. 最初と最後の頁 55-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 119(3)
2. 論文標題 韓国軍刑法の『同性愛禁止規定』と憲法裁判所の判断	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学志林	6. 最初と最後の頁 81-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井直之	4. 巻 12
2. 論文標題 中華人民共和國民法典と人格権：公的領域と私的領域の均衡	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 研究中国	6. 最初と最後の頁 3-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木 賢	4. 巻 3
2. 論文標題 同性婚法制化までの軌跡から私たちが学べること～映画「ジェンダー・マリアージュ」上映会&講演会～	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 グローバル・コンサーン	6. 最初と最後の頁 154～165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34594/globalconcern.3.0_154	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 3
2. 論文標題 『憲法二四条同性婚違憲論』に完全終止符を打つ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Over	6. 最初と最後の頁 6-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 792
2. 論文標題 比較法から吹く風は日本法を変えるのか 同性婚の法制化を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 926
2. 論文標題 香港国家安全維持法と香港基本法の関係 : 「一国二制度」の行方	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史地理教育	6. 最初と最後の頁 16-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下梓	4. 巻 32
2. 論文標題 LGBTI庇護希望者の困難と保護に関する課題についての一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 42-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 104
2. 論文標題 台湾の大法官による憲法解釈制度の概要と運用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 琉大法学	6. 最初と最後の頁 75-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 60
2. 論文標題 香港国家安全維持法の概要－曖昧な条文とその射程 - (前編)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大東文化大学紀要 <社会科学>	6. 最初と最後の頁 239-255
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 472
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化からの示唆	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 142-147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 2
2. 論文標題 日本のLGBT+ と婚姻平等化という課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Over	6. 最初と最後の頁 30-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井 直之	4. 巻 102
2. 論文標題 台湾における司法院大法官の憲法解釈のあり方：司法院積字第748号解釈施行法の制定過程に着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 188～211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14992/00019357	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 3
2. 論文標題 政党解散と民主主義：2014年韓国憲法裁判所決定	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 エトランデュテ	6. 最初と最後の頁 365-390
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 5
2. 論文標題 Konrean Constitutional Court and Democracy	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Nagoya University Asian Law Bulletin	6. 最初と最後の頁 35-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 70(5)
2. 論文標題 amicus curiaeと韓国憲法裁判所	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 940-955
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 635
2. 論文標題 香港における中国的価値観の受容と抵抗(2)覆面禁止規則の合憲性を判断するのは誰か? : 中国全人代常委会の香港基本法解釈権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東亜	6. 最初と最後の頁 74-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 467
2. 論文標題 虹色に染まる台湾：新たな「暖実力」の台頭	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東方	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 6
2. 論文標題 LGBT/SOGI施策を考える : 国や自治体の現状からみえる課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 70(5)
2. 論文標題 憲法裁判におけるアミカスキュリイの意義 : amicus curiae と韓国憲法裁判所	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 136-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 國分典子	4. 巻 5
2. 論文標題 Konrean Constitutional Court and Democracy	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Asian Law Belletin	6. 最初と最後の頁 35-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井 直之	4. 巻 102
2. 論文標題 台湾における司法院大法官の憲法解釈のあり方 : 司法院积字第748号解釈施行法の制定過程に着目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 188 ~ 211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14992/00019357	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 松井直之	4. 巻 31
2. 論文標題 台湾における同性婚の憲法適合性 : 中華民国憲法における「婚姻」の自由と平等権の関係 (家族と憲法)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較憲法学研究	6. 最初と最後の頁 75-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣江倫子	4. 巻 234
2. 論文標題 香港終審法院の外国籍裁判官	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アジア遊学	6. 最初と最後の頁 37-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下梓	4. 巻 57(11)
2. 論文標題 防災エキスパートの必携知識：多様な視点を持つということ(第11回)防災に性的マイノリティの人たちの視点を	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 近代消防	6. 最初と最後の頁 84-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下梓	4. 巻 21(5)
2. 論文標題 見えない存在から人道支援のスタンダードへ：災害と性的マイノリティ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地域ケアリング	6. 最初と最後の頁 91-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下梓	4. 巻 20
2. 論文標題 国連SOGI特別報告者ポストの創設とこれまでの活動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 青森法政論叢	6. 最初と最後の頁 44-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鈴木賢	4. 巻 6
2. 論文標題 パートナーシップ制度を全国の自治体へ広げる活動について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 55-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 沈 秀華, 鈴木 賢, 梁 鎮輝	4. 巻 21
2. 論文標題 婚姻平等化における台湾女性運動の貢献	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本台湾学会報	6. 最初と最後の頁 97-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 尤 美女, 鈴木 賢, 梁 鎮輝	4. 巻 21
2. 論文標題 台湾における婚姻平等化への道	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本台湾学会報	6. 最初と最後の頁 82-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計7件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 台湾における二つの移行期の正義と法
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鈴木賢
2. 発表標題 台湾における婚姻平等化と法施行後の社会に起きていること
3. 学会等名 日本学術会議シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 國分典子
2. 発表標題 韓国における民主主義と立憲主義の交錯 - 憲法の視点から
3. 学会等名 関西大学3研究所合同シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山下梓
2. 発表標題 国際連合での「SOGIと人権」にみる差別をめぐる議論と応答の可能性
3. 学会等名 比較文明学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山下梓
2. 発表標題 性的マイノリティの人びとの視座から
3. 学会等名 日本災害復興学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 山下梓
2. 発表標題 LGBTI難民等の困難と保護に関する課題
3. 学会等名 国際人権法学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松井直之
2. 発表標題 中華人民共和国民法典の制定と家族法
3. 学会等名 中国女性史研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 鈴木賢	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 353
3. 書名 台湾同性婚法の誕生 : アジアLGBTQ+燈台への歷程	

1. 著者名 谷口洋幸	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 394
3. 書名 性的マイノリティと国際人権法 : ヨーロッパ人権条約の判例から考える	

1. 著者名 廣江倫子、阿古智子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 208
3. 書名 香港国家安全維持法のインパクト	

1. 著者名 廣江倫子、阿古智子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 208
3. 書名 香港国家安全維持法のインパクト	

1. 著者名 初宿 正典、辻村 みよ子編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 432
3. 書名 新解説世界憲法集 第5版(鈴木賢「中華人民共和国」所収)	

1. 著者名 谷口 洋幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 232
3. 書名 LGBTをめぐる法と社会	

1. 著者名 五十嵐 清、鈴木 賢、曾野 裕夫	4. 発行年 2019年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 404
3. 書名 比較法ハンドブック 第3版	

1. 著者名 高見澤 磨、鈴木 賢、宇田川 幸則、坂口 一成	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 472
3. 書名 現代中国法入門〔第8版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	國分 典子 (Kokubun Noriko) (40259312)	法政大学・法学部・教授 (32675)	
研究分担者	松井 直之 (Matsui Naoyuki) (60468858)	愛知大学・法務研究科・准教授 (33901)	
研究分担者	山下 梓 (Yamashita Azusa) (60762094)	弘前大学・男女共同参画推進室・助教 (11101)	
研究分担者	鈴木 賢 (Suzuki Ken) (80226505)	明治大学・法学部・専任教授 (32682)	
研究分担者	廣江 倫子 (Hiroe Noriko) (90361849)	大東文化大学・国際関係学部・准教授 (32636)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	谷口 真由美 (Taniguchi Mayumi) (90388653)	一般社団法人部落解放・人権研究所（調査・研究部）・企画・研究部・非常勤研究員 (84426)	
研究分担者	金 成恩 (Kim Sungeun) (00723884)	立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・助教 (34315)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 東アジアのLGBTQ法政策を学ぶ	開催年 2022年～2022年
----------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関